

障害者控除対象者認定書についてのお知らせ

○一般的な障害者控除は

本人又は控除対象配偶者の方や扶養親族の方が所得税法等の規定により障害者に当てはまる場合は、一定金額の「障害者控除」を受けることができます。

この障害者控除の対象となるのは、知的障害のある方や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、戦傷病者手帳の交付を受けている方などです。

☆障害者控除対象者認定☆

65歳以上の方については、それらの手帳等の交付を受けていなくても「障害者に準ずる者」として、市町村長の認定を受け、「障害者控除対象者認定書」を交付された方は、上述の「障害者控除」の対象となります。

陸別町では、この認定にあたり、平成16年1月より統一基準を作成し、本人又は、ご家族等の申請により、調査・認定を行っています。

確定申告の前に申請・交付を受けていただくと良いのですが、確定申告後も修正申告が可能です。

詳細については、保健福祉センター（TEL27-8001）福祉担当までお問い合わせ下さい。

（裏面もあります）